

Webサイト利用料を電子ギフト券で支払い！？

Q.突然、DMMから「Webコンテンツの利用履歴があり退会確認が取れないため、未払料金が発生している。本日中に連絡がない場合、法的手段に移行します。」とメールあり。心当たりがないが慌てて、記載の相談窓口で電話すると手続き費用を請求され、6万円分のギフト券をコンビニで購入し、その番号を電話で連絡するよう指示された。いったん、お金を払っても保険会社の保障があるので後で返金になる。裁判になるより支払った方がいいと説得された。信用していいか。 (57歳男性)

A.真正のDMMは有料動画サービスと無料動画サービスの両方を提供していますが、前者のサービスは会員登録を必要とし、前払方式であらかじめ利用料金を支払わなければ視聴することもできず、後者は会員登録が不要で誰でも無料で視聴することができるものです。いずれのサービスでも消費者に未払料金等が生じることはありません。「DMMの未払料金を支払いしてください・本日中に連絡がなければ訴訟に移行します。」等のSMS、「ギフト券を購入してカード番号を連絡してください」等の連絡は典型的な詐欺の手口です。一切無視して、偽DMMの詐欺にあわないように気をつけましょう。

何かおかしい、判断に迷う場合は、支払いをせず警察や消費生活センターに相談しましょう。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時 (年末年始・土日祝日を除く)